

資金決済法に基づく利用者の保護等に関する措置について

前払式支払手段の名称	タイヨー商品券
発行者	株式会社タイヨー 本部 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
支払可能金額等	券面記載の金額の範囲内でご利用いただけます。 「500円」「1000円」の2種類ございます。
有効期限	ご利用の有効期限はございません。
お問い合わせ先	お客様相談係 TEL：099-268-1215 受付時間 月～金 午前9時00分～午後6時00分
利用可能な店舗	タイヨー・サンキュー・グラード・オンリーワン・ベリーマッチ (注) Discountタイヨーはご利用になれません。(川東店・蓼原店・清武店・赤江店)
使用上の注意	この商品券は、現金とのお引き換えはいたしません。 この商品券は、おつりは出ません。 この商品券は、切り取り無効線を切り取ったものは、ご利用できません。 この商品券は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。 この商品券の盗難、紛失または滅失等の場合、当社はその責を負いません。
利用者資金の保全方法	・資金決済法14条1項の規定の趣旨： 前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、 前払式支払手段の毎年3月31日および9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を 法務局等に供託することにより資産保全することが義務づけられています。 ・資金決済法31条1項に規定する権利の内容： 万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律の規定に基づき、 あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。 ・発行保証金の供託、発行保証金保全契約または発行保証金信託契約の別： 当社の利用者資金の保全方法は次の通りです。 発行保証金保全契約 ・発行保証金保全契約の相手方の商号： 当社は次の金融機関等と発行保証金保全契約を締結しています。 株式会社三菱UFJ銀行
無権限取引への対応方針	この商品券の盗難、紛失または滅失等の場合、当社はその責を負いません。